

3

地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、感染症、防災、気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、様々な課題に直面しています。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い、かつ国境を越えてつながっています。このような国境を越えた地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで全会一致加盟国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。MDGsが途上国のための目標であったのに対し、先進国を含む国際社会

全体がコミットしたSDGsは、途上国と先進国の双方が取り組む必要がある地球規模の課題を、根本的に解決するための「羅針盤」となりえます。

SDGsの採択以降、日本政府は安倍総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGs推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の策定などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。ここでは、そうした日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動など、各分野の切り口から広く紹介します（2019年の取組について、3ページの「◆SDGサミット2019」も参照）。

人間の安全保障

SDGsが描くのは、日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念が反映された、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという考え方であり、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及

2012年に日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択された後も、日本は、国連人間の安全保障ユニットを中心とした概念普及の取組を継続しています。2019年2月、日本は、人間の安全保障の概念の誕生から25周年という機会を捉え、ニューヨークの国連本部において、UNDP、国連人間の安全保障ユニットおよび関係国と共に、人間の安全保障25周年シンポジウムを開催しました。

②現場での実践

日本は、国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導したほか、これまで同基金に累計で約468億円を拠出し、96か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト248件を支援してきました。



(写真：UNHCR)

緒方貞子JICA元理事長が2019年10月22日に逝去されました。緒方元理事長は、国連難民高等弁務官（UN High Commissioner for Refugees）やJICA理事長を歴任され、難民問題や貧困、紛争の解決といった世界の課題に立ち向かう第一線において、卓越したリーダーシップを発揮されました。また、「人間の安全保障」の理念を早くから提唱され、積極的に現場に足を運ぶ「現場主義」を徹底されました。2002年には東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議の共同議長を務められるなど、世界の平和や安定、発展に対し、長年にわたり多大な貢献をされました。そのご功績を讃えるとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



(写真：JICA)

中村哲医師（パシャワール会現地代表兼平和医療団・日本（PMS：Peace Medical Services）総院長（当時））が2019年12月4日にアフガニスタン東部における銃撃事件で逝去されました。

中村医師は、長年にわたり、アフガニスタン国民や難民のために医療活動や灌漑事業を通じた農村復興活動に取り組み、多くのアフガニスタンの方々の生活を改善しました。



(写真：PMS)

また、日本とアフガニスタンとの友好親善に多大な貢献をされました。中村医師がいかに敬愛されていたかは、アフガニスタン政府主催の追悼式典においてガーニ大統領自ら棺を担いだことや、中村医師の追悼集会が世界各地で開かれたことにも表れています。そのご功績を讃えるとともに、謹んで追悼の意を表します。

(1) 保健・医療

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを未だ受けることができません。国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによると、感染症、栄養不足、下痢などにより命を落とす5歳未満の子どもの数は、年間530万人以上^{注21} いるとされています。また、産婦人科医や助産師など、専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約29.5万人以上^{注22} の妊産婦が命を落としています。さらに、貧しい国は、高い人口増加率により、一層の貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標3において、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことが設定されています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要ときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。

日本の取組

・・・UHCの推進（国際会議での日本のイニシアティブ）

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービスなどを活用しつつ、①すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供（UHC）を目指していくこと、②エボラ出血熱などの公衆衛生危機に対応する体制を構築することを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求し、被援助国が自ら保健課題を検討・解決していく上でも重要なものです。日本政府は、G7、アフリカ開発会議（TICAD）、国連総会などの国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主導してきました。

2019年は、日本においてG20大阪サミットおよび第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が開催され、UHC推進の機運が一層高まりました。大阪サミットに先立ち、日本政府は、国際保健分野（感染症、健康危機、母子保健、UHC、薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance）^{注23}、水・衛生など諸課題への対策）に貢献することにより、2019年以降、約100万人のエイズ・結核・マラリア患者の命を救い、約130万人の子どもたちへの予防接種の実施を目指すなどの貢献を行うことを表明しました。



グアテマラのキチェ県サン・バルトロメ・ホコテナンゴ市において、青年海外協力隊員（助産師）が同僚に技術指導をしている様子（写真：JICA）

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は、議長国として、UHCの達成、健康で活力ある高齢化、AMRを含む健康危機について、課題解決に向けた具体的な施策を議論しました。また、UHCの推進に向けた保健財政の重要性、およびその構築に当たり財務当局が考慮すべき事項を提起し、2019年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」へのコミットメントが確認されました。また日本は、大阪サミット開催に合わせて、G20で初めてとなるG20財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、財務当局と保健当局の連携のあり方や、途上国におけるUHCの推進に向けたWHOと世界銀行の連携について議論しました。

^{注21} 2018年時点。前回データ集計時は540万人以上。

^{注22} 2017年時点。前回データ集計時は30.3万人以上。

^{注23} 病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

2019年8月のTICAD7では、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）やG20大阪サミットの成果も踏まえ、成果文書として「横浜宣言2019」および「横浜行動計画2019」が採択され、その中で、アフリカにおいてUHCをさらに推進させることが確認されました。また、保健・財政当局の連携強化を通じた持続可能な保健財政等の保健システム強化、能力開発の強化、感染症・非感染性疾患対策、母子保健、栄養改善および水・衛生、民間セクターとの連携促進など、効果的な施策が議論され、アフリカにおけるUHCを一層推進することが明記されました。さらに日本は、「TICAD7における日本の取組」において、UHC拡大推進、アフリカ健康構想の立ち上げ、東京栄養サミット2020の開催などを打ち出しました。ほかにも日本は、TICAD7において、多くの保健関連公式サイドイベントに加え、Gaviワクチンアライアンス^{*}第3次増資準備会合を開催しました。また、アフリカの保健医療分野に貢献した医療従事者や研究者を表彰する野口英世アフリカ賞の授賞式も行われました。

国連においては、2019年9月、初めてのUHCハイレベル会合が開催されました。同会合では、安倍総理大臣が、2019年のG20大阪サミットおよびTICAD7において、UHCに対する各国の取組を促進したことを紹介し、保健に加え、改めて、栄養、水・衛生分野の横断的取組の促進、保健財政の強化の重要性を強調しました。本会合では政治宣言が承認され、2030年までにすべての人々に基礎的医療を提供すること、医療費支払いによる貧困を根絶することなどの目標が再確認されました。また、具体的な対策として、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）^{*}の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成などが掲げられ、UHC達成に向けた政治レベルでの強いコミットメントが示されました。

・・・UHCの推進（日本の具体的取組）

日本政府は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」のもと、病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力など、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障が

い者、高齢者、難民・避難民、少数民族・先住民などに向けて、「誰一人取り残さない」UHCを実現するための支援を行っています。



パレスチナのガザ地区における病院での採血の様子。草の根・人間の安全保障無償資金協力により、血液検査機材が供与された。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（78ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます。中でも予防接種は、最も費用対効果の高い投資の一つであり、毎年200～300万人の命を予防接種によって救うことができると見られています。

日本は、途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス^{*}に対して、2011年に拠出を開始して以来2019年度当初予算に至るまで、累計約1億2,970万ドルの支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来、7億人の子どもたちに予防接種を行い、1,000万人以上の命を救ってきました。この取組を推進すべく、日本政府は2019年8月のTICAD7の機会に、Gaviワクチンアライアンスの第3次増資期間（2021年から2025年）の資金需要を議論する増資準備会合を横浜で開催しました。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン^{注24}の維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献しています。

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで改善が見られたものの、未

注24 低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医薬品の品質を保つことが出来る。

大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において効率的に支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験と知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期^{さんじよく} 注25、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアを含め、母子

手帳の活用を推進しているタイ、フィリピン、ラオス、カンボジア、ケニアの間では、各国での経験を共有して学び合う場が持たれています。さらに、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタンおよびタジキスタンと意見交換も行っています。ほかにも、ガーナをはじめとするアフリカ各国において、母子手帳を活用した取組が行われています。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーとともに、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています（141ページの「国際協力の現場から」も参照）。

…公衆衛生危機対応能力および予防・備えの強化

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症 注26 への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血

グアテマラ

コミュニティ母子保健向上プロジェクト（第1期および第2期） 日本NGO連携無償資金協力（2018年3月～（実施中））

一般公募

グアテマラの全22県中、医療従事者による出産助産率が最も低いキチェ県では、伝統的産婆による出産助産率が60.7%*と全国でもっとも高くなっています。しかし、自宅での出産は大量出血やリスクを伴う分娩^{ぶんべん}などへの対応が困難であり、妊産婦や新生児の高い死亡率の原因にもなっています。そこで、日本の国際協力NGOの一つである特定非営利活動法人AMDA社会開発機構は、キチェ県の中でもニーズの高いサン・バルトロメ・ホコテナンゴ市において、2018年3月に母子保健事業を開始しました。妊婦健診でリスクを早い段階で把握し、緊急事態に陥る前に適切な対応ができるようになることを目指しています。

まず取り組んだのは、伝統的産婆70人への研修です。伝統文化が根付く地域社会で絶大な信頼を得ている産婆が、研修を通じて妊娠中および出産時の危険兆候、妊婦健診の重要性などを理解し、それを妊産婦へ伝えていきます。また、男性も含む保健ボランティア262人に対しても研修を行い、地域全体で妊産婦を守るようにしています。これまでは健診を受けるのでさえ夫の許可が必要でしたが、研修等を通じて妊婦健診や緊急搬送の重要性に対する男性の理解を促したことで、早い段階で搬送される事例も出てきました。さらに、若年層の妊娠・出産を予防するため、小中学生に対するリプロダクティブヘルス研修も実施しています。身体の仕組みや

妊娠などについて学ぶとともに、自分自身の人生設計についても考えることで、健康的な家族計画や将来の安全な妊娠・出産の推進につなげています。



伝統的産婆（左端）による妊婦への戸別訪問。AMDA社会開発機構のスタッフ（右2名）も同行し、妊娠中の過ごし方や危険兆候などを伝えている。（写真：AMDA社会開発機構）

* 出典：Encuesta Nacional de Salud Materno Infantil, ENSMI 2014-2015

注25 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1～2か月間のこと。

注26 新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年8月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本民間企業の技術を活かした治療薬や迅速検査キット等の供与を行うなど、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししています。



コンゴ民主共和国において、国際緊急援助隊の感染症対策専門家が、エボラ出血熱の感染を予防する防護服の着脱方法を医療従事者に指導する様子（写真：JICA）

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱^{きょうじん}な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化など、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組みである「グローバル・ヘルス・アーキテクチャー」の構築においても、G7やTICADなどの国際会議の場において議論を主導してきました。特

に、WHOの公衆衛生危機への対応強化支援のため、安倍総理大臣が、2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、同年内に、WHOの健康危機プログラム^{*}に対して、そのうちの2,500万ドルを拠出し、緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）^{*}に対して、約1,080万ドルを拠出しました。さらに、2018年には、同プログラムに対し、約300万ドル、2019年には、同基金に対し、約2,200万ドルを拠出しました。こうしたWHOの健康危機プログラムやCFEへの拠出は、2018年から続くコンゴ民主共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応などに活用されています。

加えて日本は、日本政府の後押しを受けて世界銀行がG7伊勢志摩サミットの機会に創設したパンデミック緊急ファシリティ（PEF）^{*}に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。これまでに発生したコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対しては、PEFから6,000万ドルが拠出され、危機対応に貢献しています。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。このほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、2018年および2019年にはコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して同チームを派遣するなど、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。

…感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR）^{注27}は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増えています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワン・ヘルス・アプローチ」を推進しています。2016年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。また、2019年のG20大阪サミット的首脳宣言において、「ワン・ヘルス・アプローチ」に基づく努力を加速することが合意されました。2019年

注27 48ページの注21を参照。

モザンビーク

サイクロン・イダイ緊急支援（コレラ迅速対応チームによるコレラ流行対策） 緊急無償資金協力（2019年4月末～10月末）

2019年3月14日、モザンビーク中部に歴史上最大規模のサイクロンが上陸し、600人以上の尊い命が失われました。災害直後は河川氾濫や落雷による被害が注目されましたが、その後、避難所でコレラが爆発的に流行し、二次災害として人々を苦しめることになりました。

コレラは、コレラ菌に汚染された水などを媒介に流行する病気で、流行エリアの水・衛生環境を改善することで拡大を防ぐことが可能です。

日本は、サイクロン被害を受けたモザンビークに対して、緊急無償資金協力として985万ドルを供与し、そのうち170万ドルがUNICEFに割り当てられました。

UNICEF モザンビークは4月にコレラ迅速対応チームを組織し、コレラ患者がコレラ治療センターに搬送されてから48時間以内に、患者の自宅および半径50メートル以内の近隣住民に水衛生対策（浄水剤等の配布や衛生啓発活動）を施すという作戦を実施しました。これは、コレラ患者宅から50メートル以内において感染リスクが36倍にまで高まるというデータに基づいたものであり、ハイチやジンバブエでの成功例があります。この時、コレラ迅速対応チームには

UNICEF モザンビークで働く日本人の森田智彦^{もりた ともひこ}氏も所属しており、同国州政府や現地で活動していた米疾病管理予防センターとも協力して被災地のコレラ抑制に貢献しました。



流行地域の住民にコレラ対策方法を伝授している様子（写真：UNICEF Mozambique）

10月に岡山で開催されたG20保健大臣会合では、同アプローチに基づくAMR対策の継続等の重要性を記載した大臣宣言が採択されました。また、日本は、同月に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP（Global Antibiotic Research & Development Partnership）への10億円の拠出を発表し、AMR対策においてリーダーシップを発揮していくことを表明しました。

…三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsのターゲット3.3として、2030年までの三大感染症の終息が掲げられています。日本は、2000年G8九州・沖縄サミットで設立が合意された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」を通じた支援に力を入れており、2002年の設立時から2019年7月末までに約34億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を二国間支援でも補完できるようにしています。また、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強められるよう努力しています。



フランス政府主催のグローバルファンド第6次増資会合に出席した鈴木馨祐^{けいすけ}外務副大臣（2019年10月）

二国間支援を通じたHIV／エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングの普及を行っています。特にアフリカを中心に、「感染症・エイズ対策隊員」として派遣されているJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2008年、外務省と厚生労働省が、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本とともに、「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で^{つちか}培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界

の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2014年、同アクションプランは、同年にWHOが採択した、2035年を達成目標年とする新たな世界戦略である「Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015」を踏まえて改訂され、日本が引き続き、国際的な結核対策に取り組んでいくことが確認されました。



ザンビアでの技術協力プロジェクト「UHC達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト」において、JICA専門家による指導のもと、現地の職員が、結核の検体が搬送された日付や数、検査結果等が正確に記録されているかを確認している様子（写真：JICA）

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援や、WHOとの協力による支援を行っています。

・・・ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。具体的には、2019年4月、ナイジェリアに対して15億8,000万円の支援を実施しました。これにより、感染症対応およびサーベイランス機能体制の強化を図ることで、同国の都市部を中心とした社会開発の推進および周辺国における感染症の予防や拡大防止に貢献することが期待されます。また、2019

年12月には、パキスタンに対して5歳未満児約2,000万人分のポリオワクチンを調達するため、4.85億円の支援を実施しました。ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降、UNICEFと連携して支援を行ってきており、直近では、2019年度に7億5,500万円の支援を実施しています。また、パキスタンにおいて、1996年以降、UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款では、一定の目標が達成された場合に、パキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするという新たな方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。これらの事業により、アフガニスタンおよびパキスタン両国におけるポリオの新規発症件数の減少、ひいてはポリオ撲滅につながることを期待されています。

・・・顧みられない熱帯病（NTDs）

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれ、世界全体で10億人以上が感染しており、途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一体となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

日本は、1991年から、世界に先駆けて、「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクの減少に貢献しました。また、1998年には、「橋本イニシアティブ」を提唱し、国際的な寄生虫対策に寄与してきました。フィラリア症についても、日本は寄生虫を駆除する薬のほか、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また日本は、JICA海外協力隊員による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行の拡大防止を目指しています。今後も日本は、こうした取組を通じて、アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献していきます。



用語解説

* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

* プライマリー・ヘルス・ケア (PHC : Primary Health Care)

健康を基本的な人権と認識し、すべての人の健康を実現するため、地域住民を主体とし、人々が最も必要とするニーズに応え、問題を住民自らの力で総合的にかつ平等に解決していくアプローチのこと。①人々の健康に対する要求に応じた包括的で平等な保健医療サービス、②健康の決定要因に対する体系的な取組、③個人や家族、コミュニティに対して、自身の健康に対する決定権を与えること、の3つを構成要素とする。

* 健康危機プログラム

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

* 緊急対応基金 (CFE : Contingency Fund for Emergencies)

2014年に西アフリカで流行したエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

* パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility)

パンデミック（感染症の大流行）発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。パンデミックが発生し、あらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に資金が途上国や国際機関、NGOなどにPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができず、30億人が基本的な手洗い施設の無い暮らしをしています。さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。こうした観点から、SDGsの目標6において、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。



ルワンダにおいて、青年海外協力隊員が井戸の維持管理を指導するとともに、地域住民と協力して水を汲んでいる様子（写真：JICA）

日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、円借款、無償資金協力、および専門家の派遣や途上国からの研修員受入れなどの技術協力により、途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。具体的には、①総合的な水資源管理の推進、②衛生施設の整備などによる安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保、③食料増産を目的とした農業用水の安定的利用のための支援、④排水規制などによる水質汚濁の防止および緑化や森林保全による生態系の保全、⑤水に関連する災害の被害軽減のための予警報システムの確立や、地域

社会の対応能力の強化など、ソフトおよびハードの両面で支援を実施しています。

日本は、アジア・大洋州地域のインドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施しました。たとえば、2019年10月には、日本はラオスとの間で、世界遺産地区を抱えるルアンパバーン市での配水管の新規敷設などを含む水供給サービス改善のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、同市の給水人口が2017年実績の約58,800人から、事業完成3年後の2025年には約70,000人に増加し、持続可能な都市環境整備に寄与することが期待されます。また、2019年12月には、日本はカンボジアとの間で、地方都市部の中でも特に給水普及率が低いプルサット市において、上水道施設を拡張するための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、当該地域住民約10万人が安全な水へアクセスできるようになり、同国の生活の質の向上に寄与することが期待されます。



若宮健嗣外務副大臣（右から3番目）が、日本のODAにより改修されたラオスの首都ビエンチャン南部のチナイモ浄水場を視察した時の様子（2019年10月）

また、アフリカでは、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施しており、たとえば、給水施設や機材の老朽化が課題となっているエリトリアにおいて、給水・浄水関連機材（給水車、給水タンクなど）供与のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。ほかにも日本は、カーボベルデにおいて、災害時における安全な水へのアクセス改善を図るため、移動可能型海水淡水化装置や給水車などを整備する無償資金協力に関する交換公文に署名しました。

このほか、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを

利用して、日本のNGOにより、水・衛生環境改善事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンは、ネパールにおいて、2018年2月からネパール地震で被災し、水源枯渇などの水不足の問題を抱えるシンドゥパルチョーク郡において、地元住民参加型の給水施設の建設を通じて水アクセス改善事業に取り組んでいます。事業1年目には、同国の8村で、取水口9ヶ所、貯水槽8ヶ所、公衆栓52ヶ所の給水施設を建設しました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力においても、日本は、井戸や給水・灌漑設備の整備、災害対策など、地域の住民に直接裨益する水・衛生分野の支援を多数実施しています。たとえば、タジキスタンにおいて、日本は、「テムルマリク行政郡河岸補強用掘削機供与計画」により、掘削機を同国の地方自治体に供与しました。これにより、同機材を使用して堤防が建設されており、日本の支援は、雪解け水による洪水被害の防止や耕作地の拡大に貢献しています。

また、日本国内および現地の民間企業や団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われ

ています（57ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。たとえば、大洋州のパプアニューギニアでは、JICAの中小企業ビジネス支援の枠組みを利用して、省電力小型海水淡水化装置を用いた住民向け飲料水の販売事業に関する案件化調査が実施されました。同調査により、同事業が現地のニーズに合致することが確認され、その後機材の販売が開始されるなどの成果が現れています。

また、環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国^{注28}の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽に関するワークショップやセミナーを開催するなど、浄化槽の技術や法制度などを紹介する取組を通じて、途上国における浄化槽の普及を後押ししています。

注28 カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本の13か国。

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、すべての人が等しく享受すべき基本的な人権であり、貧困削減のために必要な経済開発において重要な役割を果たすと同時に、個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にするものです。また、他者や異文化に対する理解を育むことで、平和の礎^{いしづえ}となると考えられています。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,400万人もいます^{注29}。中等教育も含めると、2017年の統計で、約2億6,200万人が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。さらに、世界銀行が世界開発報告（2018）で指摘しているように、学校に通っていても子どもたちが基礎的な読み書きや計算さえできないという「学びの危機（Learning Crisis）」も大きな問題となっています。社会の変化や技術革新に対応した、若者に対する教育や職業訓練の機会の提供、および地球規模課題の解決に向けてイノベーションを創出できる人材育成も求められています。

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられました。国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」*を策定し、同目標の達成を目指しています。

2019年には、日本はG20議長国として、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ～包摂的で強靱かつ革新的な社会を創造するための質の高い教育～」を取りまとめ、G20大阪首脳宣言では、人的資本に投資し、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進するというコミットメントを再確認しました。また、安倍総理大臣は、2019年9月の第74回国連総会における一般討論演説で、すべての女兒および女性に対する包摂的で質の高い教育の推進に言及し、「教育をひたすら重んじるところに、日本の対外関与はその神髄^{しんずい}をみる」と強調しました。

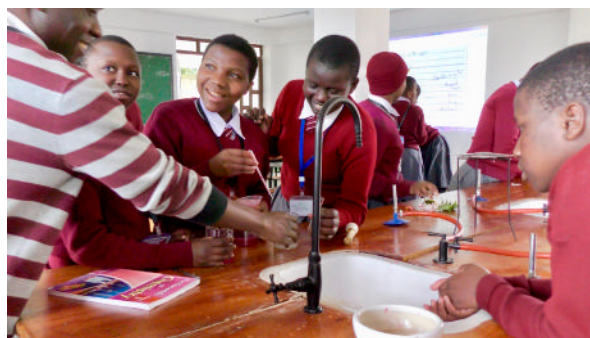
日本の取組

日本は、従来から、人間の安全保障を推進するため

に不可分な分野として、教育分野の支援を重視しており、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野で支援を行っています。2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は、教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。同戦略では基本原則として、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2019年6月21日に開催された第7回SDGs推進本部会合において、「拡大版SDGsアクションプラン2019」が決定され、G20議長国である日本のイニシアティブの一つとして、2019年から2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者を支援する「教育×イノベーション」イニシアティブが発表されました。2030年までにすべての子どもが質の高い初等・中等教育を修了できるようにするためには、支援を加速化させるイノベーションが不可欠です。このイニシアティブを通じて、基盤的な学力を育む教育やSTEM教育^{注30}、eラーニングの展開などの支援を一層強化していきます（61ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

2019年8月のTICAD7では、アフリカに対する教育・人材育成分野の取組として、理数科教育の拡充や学習環境の改善を通じて300万人の子どもたちに質の高い教育を提供することや、エジプト日本科学技術



「女性リーダー育成のための理数科目強化と全人教育のモデル校開設プロジェクト」で、理科の授業を受けるタンザニアの女子中学生たち（写真：JICA）

^{注29} 「Global Education Monitoring Report 2019」 120ページより。

<http://gem-report-2019.unesco.org/chapter/monitoring-progress-in-sdg-4/primary-and-secondary-education-target-4-1/>

^{注30} Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの教育分野の総称。

大学 (E-JUST)* およびケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学への支援などを通じて、科学技術イノベーション分野で5,000人の高度人材を育成すること、およびE-JUSTにおいてアフリカからの留学生150人を受け入れることなどを発表しました。

また、日本は、教育に特化した国際的な基金である「教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)」* に対して、2008年度から2019年までに総額約2,975万ドルを拠出しています。GPEの支援を受けたパートナー国では、2016年時点で、2002年と比較して7,700万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました。

このほか、ニジェールをはじめとした西アフリカ諸国を中心として、日本は2004年から、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しており、世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの普及を各国全土に拡大しています。

また、エジプトにおいて日本は、2016年に発表された「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」のもと、2017年2月から現地の学校での日本式教育の導入を進めており、2019年11月までに、この日本式教育を導入する「エジプト日本学校」が新たに40校開校しました。エジプトにおける日本式教育モデルである「特活プラス」では、掃除、日直、学級会など、感性や徳性を含む調和的な人格形成を目的とした全人的教育の中心となる小中学校での特別活動に加えて、幼稚園での遊びを通じた学び、および特別活動を行うために必要な学校経営を協力活動に含めて、エジプトにおける人材育成に協力しています。

さらに、アジア・太平洋地域において、日本は、同地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関 (UNESCO) に設置した信託基金を通じて、SDGsの目標4の進捗を議論する「アジア太平洋地域教育2030会合 (APMED2030)」の開催や、初等中等教育の完全普及と質の向上、幼児教育の充実、学習環境の整備および教員の指導力向上など、同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。



カイロ市内のエジプト日本学校を訪問した中谷真一外務大臣政務官 (2019年12月)

ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、途上国の人材育成を支援しています。

…持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育 (ESD)*」に関するユネスコ世界会議以降、「国連ESDの10年 (UNDESD)」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」のもと、世界中で持続可能な社会の創り手を育むためのESDに関する活動が展開されてきました。その後、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組みである「ESD: SDGs達成に向けて (ESD for 2030)」が、2019年4月の第206回 UNESCO 執行委員会、同年9月の第74回国連総会、および同年11月の第40回 UNESCO 総会で採択されました。また日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う個人または団体を表彰する「ユネスコ/日本ESD賞」を創設し、これまでに15団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。また、2019年12月時点で、ESDを具体的に推進するための「ESD for 2030」のロードマップの策定について、国際的な議論が進められています。



用語解説

* 教育 2030 行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「EFAダカール行動枠組」の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育 2030 ハイレベル会合」で採択された。

* 基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

* エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)

2009年に締結された「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」に基づいて設立された大学。同協定に基づき、日本は、日本型工学教育の特徴である「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする大学としてE-JUSTが開設・運営されるよう、日本国内の大学の協力も得ながら、教育・研究用資機材の整備などの技術支援を行っている。現在は、E-JUSTが今後、中東・アフリカ地域における高等教育セクターや産業界の発展に貢献する産業・科学技術人材を輩出していけるよう、エジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立することを目指し、技術支援を実施している。

* 教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative) から改称された。

* 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の創り手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとされる。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsのすべての目標達成に向けた鍵となることが確認され、さらに、2019年の第74回国連総会決議で採択された2020年からの「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率が格段に向上し、女性の政治参加が増加したことなどにより、より多くの女性が要職に就くようになりました。しかし、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が、男性と同じように自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を持っていない状況が続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしたい。ため、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際



第5回国際女性会議（WAW!）の機会に訪日した、マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者より表敬を受けた安倍総理大臣（2019年3月）（写真：内閣広報室）

社会の先頭に立って、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

2015年以降、G7およびG20の両サミットで女性が主要議題の一つとして取り上げられ、日本は国際社会における議論に積極的に参画しています。たとえば、日本は、2017年7月のG20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが発表された、途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促す重要な取組である「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）^{*}」を強く支持し、5,000万ドルの支援を行いました。また日本は、2019年3月、女性の経済的活躍を目的としてG20に提言を行う民間主導のグループであるW20（Women20）の会合と同時に、5回目となる国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を開催しました。同会議において、安倍総理大臣は、途上国における女性の教育機会拡大のため、2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女児および女性に、質の高い教育と人材育成の機会を提供する旨を表明しました。さらに、2019年6月に行われたG20大阪サミットでは、女性のエンパワーメントが主要な議題の一つとして取り上げられ、①女性の労働参画、②女子教育支援、③女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映の3点が議論されました。また、G20各国首脳の参加を得て、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントを開催し、女性のエンパワーメント促進にかかるG20のコミットメントを再確認しました。

ガイアナおよび ドミニカ国

ガイアナとドミニカ国の女性の災害管理能力強化のための支援
無償資金協力（国連開発計画との連携）（2018年6月～2021年6月）

一般公募

南米大陸の北岸に位置するガイアナやカリブ海の小島嶼国のドミニカ国は、気候変動の影響を強く受け、自然災害が多く発生する地域です。実際に、ドミニカ国は2017年にハリケーン・マリアにより大被害を被りました。また、ガイアナとドミニカ国の人口の約9割は沿岸部に暮らしていますが、地球温暖化による海面上昇は沿岸浸食や洪水の問題を引き起こしており、気候変動問題は国土と国民を脅かす大きな課題となっています。

そこで、日本は2018年に国連開発計画（UNDP）との連携のもと、自然災害に対するリスクを抱えるガイアナとドミニカ国において、災害時に特に脆弱な立場に置かれる遠隔地や沿岸部のコミュニティの女性を主な対象に、生計の安定化と災害対応能力の強化に向けた支援を開始しました。この協力により、自然災害早期警報システムの整備などを通じて計1,400コミュニティ（約20,000世帯）の防災・減災能力が強化されるほか、金融アクセスの改善などを通じた生計の安定化、また、ワークショップ等への参加を通じたコミュニティ間の情報共有・連携体制の構築が進められています。

たとえば、地域ごとの気象情報（過去のデータと将来予測）を基に最適な農産物や家畜などの生計手段を選択する手法を教える参加型農業気象ワークショップが行われ、洪水や

干ばつの被害に遭いやすいガイアナ内陸部や沿岸の農村に住む女性代表者や、農業省の指導者たちの能力強化が進められています。このワークショップで得た経験を基に、自分の家の庭先で菜園づくりを始めた女性もあり、プロジェクト開始後1年間で約450人がこのワークショップに参加し、その数はその後も着実に増えています。



参加型農業気象ワークショップに参加したことがきっかけで、家庭菜園を始めた女性（写真：UNDP Guyana）



第5回国際女性会議WAW！で開会の挨拶を行った安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2018年には約2,400万ドル、2019年には約1,800万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組に貢献しています。たとえば、ヨルダンでは、ザアタリ難民キャンプおよびアズラック難民キャンプにおいて、「キャッ

シュ・フォー・ワーク（労働の対価による支援）」プログラムのもと、203名のシリア人難民女性に仕事が提供されたほか、50名の難民女性が起業家として、マイクロビジネス^{注31}の立ち上げに成功しました。また、同国に設置された女性支援センターである「オアシス（OASIS）」では、職業訓練に加え、保護サービス分野の支援が提供されており、難民キャンプにおける700名以上の女性にカウンセリングや精神的支援サービスが提供されたと同時に、99名の男性・男児がジェンダーに基づく暴力に関する研修を受け、正しい知識を身につけました。その結果、ヨルダンでは、支援を受けた女性の93%が、家庭内暴力（DV）が減少したと回答したほか、75%が家庭での女性の意志決定が増えたと回答するなど、支援の成果が上がっています。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC：The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）

注31 個人や少人数のグループが、わずかな資金で始められる小規模なビジネスのこと。



「オアシス」において、縫製技術の職業訓練に励むシリア人難民女性
(写真：UN Women)

との連携を重視しています。2019年、日本は同事務所に対し、イラク、コンゴ民主共和国、中央アフリカにおける案件について153万ドル以上の拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備などへの支援を通じて、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れるこ

とが重要との考えから、日本は、2015年に「女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）」に関する国連安全保障理事会決議第1325号」および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年3月に改訂版を策定しました。また、日本は、2018年のG7外相会合で合意されたG7 WPSパートナーシップ・イニシアティブのもと、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動計画策定支援や、過去26年間の国内紛争により寡婦^{かぶ}となった女性を含めた同国女性へのリプロダクティブ・ヘルスを中心とする保健分野での支援や経済エンパワーメントのための支援などを促進しています。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女児のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。

用語解説

* 女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力など。同イニシアティブは、ドナー国から約3.5億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

イ. 格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」への対応においても、同様の問題が存在しています。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

日本の取組

…障がい者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障がいのある人たちが社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障がいのある人を含めた社会的弱者の状況に配慮しています。障がい者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて途上国の障がい者施策に役立てています。

たとえば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図ったり、障がいのある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々

タジキスタン

- ①ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業
 ②ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）促進事業
 日本NGO連携無償資金協力（①2014年1月～2017年2月、②2017年6月～（実施中））

タジキスタンでは、障がいのある子どもに対する伝統的な考え方や学校側の受入れ体制が十分でないため、学校に通えなかったり、障がいに配慮した教育を受けることができない障がい児がたくさんいます。そのような状況に対処すべく、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）は、タジキスタンで活動する唯一の日本のNGOとして、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがそれぞれの特性や障がいに応じた配慮を受けながら地域の学校で学べる「インクルーシブ教育」の推進を目指し、2014年から事業を実施し



整備した学習支援室で手話を学ぶ様子（写真：AAR Japan）

ています。

当初は、障がい児を学校に受け入れることに反対の声もありましたが、学校のバリアフリー化や、障がい児が適切な学習支援や作業療法などを受けられる



供与した車いすで入口のスロープを使用する子どもと母親（写真：AAR Japan）

学習支援室の整備、教員への研修、保護者や地域住民への啓発活動など様々な取組を進めることで、少しずつインクルーシブ教育への理解が広まりました。今では多くの障がい児が就学し、健常児の保護者からも、「障がいのある子が学校に来てくれて良かった」、「子どもたちが優しくなった」という声が聞かれるようになりました。

首都ドゥシャンベでは、3年間の事業を通じて合計230名の障がい児が通学できるようになりました。また、事業終了後もタジキスタンの人々自らの手で障がい児が働く国内初のカフェをオープンするなど、その活動と支援の輪は着実に現地の人々に引き継がれ、広がっています。

なニーズにきめ細かく対応しています。また、途上国の障がい者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、JICA海外協力隊の派遣などを通じ、幅広い技術協力も行っています。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後も、ODAなどを通じて、途上国における障がい者の権利の向上に貢献していきます。

・・・子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などにより、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民や国内避難民も急増しています。途上国の子どもの状況改善に向け、日本は様々な形で人道支援や開発支援を行っています。



日本の支援により建設されたモーリタニアの小学校にて、児童たちに囲まれる佐藤正久外務副大臣（当時）（2019年2月）

たとえば、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、特に草の根レベルで住民に直接裨益するような協力を行っており、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

具体的には、ミャンマーにおいて、少数民族の児童・生徒が多く通学する、カチン州プータオ地区レーイングウィン区小中高等学校において、新たな校舎の建設に協力しています。この協力によって、老朽化の

激しい校舎で授業を受けていた968名の児童・生徒の学習環境の改善に貢献することが期待されます。また、2019年にネパールにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、経済的に恵まれていない家庭の児童が多く通学するカトマンズ郡ブダニルカクタ市公立学校に学校給食センターを建設する協力を行いました。この協力によって同市の公立学校生徒約5,000名に給食が提供されることとなり、生徒の栄養および学習環境の改善を図ることが期待されます。このほか、ナミビアでは、日本が支援した「コマス州トビアス・ハインイエコ地区フィデル・カストロ・ルーシュ小学校教室建設計画」により、小学校に5教室が新たに完成し、1クラスあたりの児童数が緩和されるなど、630名以上の児童が効果的な学習を行うことが可能になりました。



日本が教室の増設を支援したナミビアのフィデル・カストロ・ルーシュ小学校の敷地内で、児童がダンスを披露する様子

ほかにも、日本は国際機関と連携した支援も行っており、カンボジアに対して、2019年1月、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもとで、日本は、児

童に対する暴力の防止および対応のための主要な取組の実施規模をさらに拡大するべく、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者などの接遇能力強化を行います。これにより、教育現場等における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官などに相談しやすい環境の創設が期待されます。

またパキスタンでは、2019年に、ハイバル・パフトゥーンハー州のアフガン難民受入れ地区において、アフガン難民、国内避難民、ホストコミュニティの乳幼児、および妊婦・授乳婦に対して、WFPと連携し、栄養補助食品の配布や栄養・保健研修などの支援を行いました。この協力により、栄養失調と診断された乳幼児約3万人および妊婦・授乳婦約28,000人の栄養改善、同州対象地区女性ヘルスワーカー200人以上に対するメンター研修などを通じて、乳幼児および妊婦・授乳婦の栄養状態が改善されることが期待されます。

このほか、アフガニスタンでは、2019年12月に、無償資金協力「小児感染症予防計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この協力は、定期予防接種活動において必要となるワクチン調達を支援することで、約131万人の1歳未満児および約292万人の妊娠可能な年齢層の女性への接種を可能とします。またワクチン調達を支援することで、計1,100万人の5歳未満児の子どもへのポリオワクチン接種が可能となります。さらに、定期予防接種およびポリオワクチン接種キャンペーンの着実な実施を通じて、アフガニスタン全国におけるポリオ等小児感染症の予防・撲滅に寄与することが期待されます（ポリオ予防・撲滅のための支援については、53ページの「ポリオ」も参照）。

(5) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を守るための支援は、被援助国の国民の心情に直接届くものであり、長期的に協力の効果が持続するものです。また、こうした人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、途上国では、スポーツの振興にも関心が高まっています。スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より、途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全やスポーツ振興などのための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設整備や必要な機材の整備を行ってきました（114ページのコラムも参照）。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。

2019年には、日本語教育を含む教育分野、放送・出版分野、スポーツ分野への支援を含む17件の文化無償資金協力を決定しました。さらに日本は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通

じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました（詳細は71ページの「開発協力トピックス」も参照）。このほか、スポーツ分野において214名のJICA海外協力隊員を派遣しました。



マラウイで、技のかけ方を生徒に指導する青年海外協力隊員

また日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「ユネスコ拠出金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来、その国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考えから、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などにより、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく拠出金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2019年には、中央アジアの専門家を対象とした博物館に関する研修やカンボジアでのワークショップを実施しました。

パプアニューギニア

パプアニューギニア軍楽隊支援

JICA 専門家派遣 (2017年3月～2019年3月)
草の根文化無償資金協力 (2017年8月)

一般公募

2018年11月、パプアニューギニアが初の議長国となったAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議が首都ポートモレスビーで開催されました。各国首脳が招待されたガラディナー会場では、同国国防軍の軍楽隊が各国首脳の会場到着を歓迎する演奏を行い、安倍総理夫妻の到着時には、日本の童謡「ふるさと」が演奏されました。

日本は、2017年1月のパプアニューギニア軍楽隊の立ち上げ時から支援を行っており、APEC 議長国をつとめる同国政府への支援の一環として、APECの一連の行事において演奏を披露することを目標に、軍楽隊に対する支援を行ってきました。編成当初は楽隊員のほとんどが楽譜も読めず、管楽器に触れるのも初めてでしたが、日本の支援を通じて、わずか2年足らずでAPEC公式行事で演奏できるまでに成長しました。



在パプアニューギニア日本大使館公邸で演奏を披露する軍楽隊
(写真：JICA)

2017年1月以降、陸上自衛隊中央音楽隊から現地に訓練チームが派遣され、数週間の音楽教育が十数回にわたって行われたほか、同年3月から2年間、水科克夫 JICA 専門家（元航空自衛隊航空中央音楽隊長）が同国に派遣され、陸上自衛隊中央音楽隊チームによる訓練と連携した演奏指導が行われました。



軍楽隊に演奏を指導する水科専門家
(写真：JICA)

また、草の根文化無償資金協力を通じて新しい楽器一式が提供され、首都のポートモレスビーに姉妹校を持つ仙台育英学園からも中古楽器一式が寄贈されました。これに加え、日本政府は、日本国内で一般公募を行い、APEC 公式行事での演奏のために、行進曲「March “Port Moresby”」を軍楽隊に贈りました。この曲は今でも様々な公式行事で演奏されています。

こうしたオールジャパンの支援を受けたパプアニューギニア軍楽隊は、JICA 専門家派遣期間の終了後も、定期的に陸上自衛隊中央音楽隊からの音楽教育を受けつつ、活発に活動しています。2019年10月には、シドニーで開催された、各国軍楽隊が競演するミリタリー・タトゥーにも招待されました。

このように、大きく成長した軍楽隊がパプアニューギニアの人々に愛され、活躍の場を広げていることは、日本の人材育成支援の成果の一つといえます。

用語解説

* 文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与するもの。この協力には、途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

(6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7、G20サミットにおいて、繰り返し、主要テーマの一つとして取り上げられ、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも言及されるなど、国際的にその取組の重要性が認識されています。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

日本の取組

…海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業、および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年6月のG20大阪サミットでは、議長国を務めた日本の主導のもと、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20各国で共有されました。同ビジョンの実現に向け、日本は、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備などを支援していく旨を表明し、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）に焦点を当てた、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブのもとで、具体的な施策を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収およびイノベーションを推進するため、途上国における能力強化を支援していきます（詳細は76ページの「開発協力トピックス」も参照）。

また、G20大阪サミットでは、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、各国が協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意され、同年10月、東京において、「G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合」が開催されました。同会合では、実施枠組に基づき、各国の対策・優良事例についての報告・共有が行われたほか、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、各国政府や国際機関との相互学習などを通じた対策・施策を推進することが確認されました。



G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合で写真撮影に臨む小泉進次郎環境大臣（2019年10月）（写真：環境省）

このほか、日本は、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、2019年8月から、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施しており、2019年9月までに、インドネシア、ベトナム、カンボジア、タイから9名が参加しました。また、2019年9月にはインドネシア、11月にはベトナムを対象に、海洋ごみに関する現地パイロット共同調査の事前調査を実施しました。さらに、同年12月に開催された第8回日中韓サミットでは、日中韓3か国で、海洋プラスチックごみなどを含む共通課題に対する共同努力を促進していくことを確認しました。

…気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみに温室効果ガスの削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。同協定の採択後は、2020年以降の本格運用に向け、実施指針に関する交渉が開始され、2018年に開催されたCOP24において同実施指針が採択されました。しかし、市場メカニズムの実施指針についてはCOP24で合意に至らず、2019年12月にマドリッド（スペイン）で開催されたCOP25においても合意されなかったため、COP26での採択に向け、継続検討となりました。一方で、気候変動の悪影響に伴う損失および損害（ロス&ダメー

ジ) や、ジェンダーと気候変動、対応措置などの議題については、具体的な進展が見られました。

2019年6月、日本は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、今世紀後半の出来るだけ早い時期に、脱炭素社会の実現を目指すという目標を掲げました。気候変動分野では、人工光合成などのカーボンリサイクルや二酸化炭素の回収・利用・貯留 (CCUS)、水素に関連した、脱炭素社会を実現する鍵となる新技術が世界で生まれています。こうしたイノベーションの促進や民間資金の誘導、ビジネス環境改善を通じ、「環境と成長の好循環」を実現することとしています。

また、日本は、途上国における気候変動対策支援にも積極的に取り組んでおり、その一つとして、日本の優れた低・脱炭素技術などを、途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度 (JCM)」*を推進しています。これにより、途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2019年末までに17か国との間でJCMを構築しました。これまで、インドネシア、モンゴル、パラオ、ベトナム、タイなどにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する33件のプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。



二国間クレジット制度 (JCM) に関する日本・ベトナム間の第8回合同委員会 (2019年5月)

また日本は、世界最大の多国間気候資金基金である「緑の気候基金 (GCF)」*を通じた途上国支援も行っています。GCFが初めての増資を迎えるにあたり、2019年10月には、パリにて開催されたハイレベル・プレッジング会合において、初期拠出15億米ドルに

続いて、最大15億米ドルを拠出する用意があることを表明しました。GCFでは、2019年12月までに124件の案件がGCFのプロジェクトとして承認・実施されています。また、2017年7月にはJICAおよび三菱UFJ銀行が認証機関として承認され、2019年7月、チリにおける太陽光・揚水水力発電計画が、三菱UFJ銀行による初めてのプロジェクトとして採択されました。

…生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に生物多様性条約*第10回締約国会議 (COP10) を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、愛知目標*の達成に向けた途上国の能力開発などを支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップの開催などが進められています。また、2019年1月、愛知目標に替わる次の世界目標を含む、ポスト2020生物多様性枠組み策定に向けたプロセスの一環として、アジア地域ワークショップが名古屋市で開催され、同枠組み策定に向けた日本の貢献などが説明されました。

また、近年、象牙をはじめとする野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に参加するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力して問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本は、2019年4月にウガンダで、また同年7月にモザンビークで、ゾウの密猟対策を実施する施設の建設を支援し、引渡式を行いました。



日本の支援により完成した、ウガンダのゾウ密猟監視施設

・・・環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された、水銀に関する水俣条約外交会議において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導し、同条約は2017年8月に発効しました。日本は、水俣病^{注32}の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。2019年11月に開催された水俣条約第3回締約国会議においても、条約の実施と遵守を推進する実施・遵守委員会に選出されるなど、水銀の規制に関する国際的なルール作りにも積極的に貢献しています。

また廃棄物管理分野において、環境省は、2019年3月4日～6日に、タイ天然資源環境省および国際連合地域開発センターとの共催で、「アジア太平洋3R推進フォーラム第9回会合」をバンコクにて開催しました。同会合では、3R^{注33}推進に役立つ制度面および技術面の情報を各国と共有するとともに、会合の成果として「3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けたバンコク3R宣言」を採択しました。また、2017年4月に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGs達成を促進することなどを目

的とし、JICA、横浜市、国連環境計画（UNEP）および国連人間居住計画（UN-Habitat）とともに設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の第2回全体会合が、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の公式サイドイベントとして、2019年8月26日～27日に横浜で開催されました。同会合の成果文書として、ACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、会合の成果をTICAD7に取り込み、アフリカ各国の廃棄物管理をより一層推進していくことが確認されました。これを受けて、TICAD7の成果文書である「横浜行動計画2019」では、廃棄物管理システムの向上に取り組むイニシアティブとして、ACCPに関する記述が盛り込まれました。



日本の支援により、ベトナムのトゥアティエン・フエ省の小学校に設置された3R推進のためのゴミ箱

^{注32} 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

^{注33} Reduce（リデュース：廃棄物の削減）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。



用語解説

* 二国間クレジット制度 (JCM : Joint Crediting Mechanism)

日本が有する優れた低・脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国に提供し、その普及を目指す温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

* 緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間基金。

* 生物多様性条約

生物に関する問題に国境はなく、生物多様性問題に対する世界規模での取組が必要なことから、1992年に採択された条約。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

* 愛知目標（戦略計画2011-2020）

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指しており、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動の実施を目的として、20の個別目標を設定している。

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会全体に深刻な影響を与えています。このため、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められており、中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」を推進することが重要となっています。

また、近年、人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。たとえば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水などの汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こ

うした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが重要な開発協力課題となっています。そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び居住地の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

…防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組みには、「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、2019

ミャンマー

ヒンタダ地区における学校・地域防災支援事業 日本NGO連携無償資金協力（2018年3月～（実施中））

一般公募

ミャンマーのヒンタダ地区にあるナバーゴン村は、エヤワディ河の水位が上昇するたびに洪水に見舞われ、雨季には数か月にわたって浸水するという問題を抱えていました。浸水時の深さは2メートルに及ぶにもかかわらず、安全な避難場所がなく、浸水すると老朽化した木造校舎では授業が実施できなくなる状況が続いていました。

そこで、災害に負けない人づくり・まちづくりに取り組む特定非営利活動法人SEEDS Asiaは、子どもの継続的な教育機会と住民の避難場所を確保することを目的として、鉄筋コンクリートによる高床式の「学校兼シェルター」を建設しました。この施設は、普段は教育と地域の活動拠点として活用され、洪水になると地域の避難所として活用されるのですが、避難所として使用されている時にも授業を継続できるスペースを確保した設計になっています。子どもの健康と安全に配慮し、災害に強く、地域の防災拠点となる施設を作るという同校舎のコンセプトは、1923年に起きた関東大震災の復興事業の一環として立案された「復興小学校」にヒントを得ています。さら



完成した学校兼シェルター（写真：SEEDS Asia）

に、兵庫県丹波市からは、人口減少によって不要となった学校家具（机と椅子のセットおよび黒板）が寄贈され、ミャンマーへの送り出しの際には日本各地からボランティアが集まり、丹波市



兵庫県丹波市から贈られた学校家具で学ぶナバーゴン村小学校の児童たち（写真：SEEDS Asia）

での学校の清掃や家具の運搬を手伝ったほか、ビデオレターによる丹波市とミャンマーの子どもたちの交流も生まれました。また、日本とミャンマーの市民からの寄付によって現地の学校にスロープが付設されたことで、高齢者や足の不自由な子どもが容易に校舎まで登れるようになりました。

同施設の有効な活用に向けて、SEEDS Asiaは41名の教員と地域住民で構成される村の防災委員会を立ち上げ、今年度は、ナバーゴン村とその周囲の13村を対象にした研修を毎月実施しています。同研修では、地域による学校運営協議会を有する京都市立高倉小学校の協力を得て、地域との連携活動の事例や仕組みを紹介するなど、災害対応能力の強化が図られています。



ネパールの小学校において、日本NGO連携無償資金協力により、震災時の避難方法などを学べる防災紙芝居の読み聞かせが行われる様子
(写真：公益社団法人シャンティ国際ボランティア会)

年、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表しました。日本は、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、洪水対策などにより、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援に加え、行政官や地方リーダー計4万8千人の人材育成、および次世代を担う子どもたち計3万7千人に対する防災教育の実施を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見と技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測などの分野での人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

このほか、2015年9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」を採択した国連サミットにおいて、安倍総理大臣は、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2019年9月に札幌にて、「『世界津波の日』2019高校生サミットin北海道」が開催されました。

・・・持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上

下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「Build Back Better（より良い復興）」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

また2016年、南米エクアドルのキトで開催された国連人間居住会議（HABITAT Ⅲ）において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としてもNUAの実施に取り組んでいます。

(8) 食料安全保障 注34 および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）が共同で作成した報告書である「世界の食料安全保障と栄養の現状2019」によると、2018年の世界の栄養不足人口は8億2,160万人で、世界の約9人に1人に達したと推定され、2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じて以降、増加傾向が継続しています。SDGsの目標2として掲げられた「^{しゅうえん}飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、近年の気候変動と極端な気象現象は、深刻な食料危機を引き起こし、最近の飢餓人口を増大させる重要な要因の1つであり、レジリエンス（^{きようじん}強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速と拡大が世界に呼びかけられています（気候変動問題について、詳細は72ページを参照）。

食料安全保障を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネット 注35 の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な

注34 すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態のこと。

注35 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

施策が求められます。栄養状態の改善については、特に、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における妊婦と子どもの栄養状態を改善することが、子どもの長期的な成長過程にも多大な影響を与えるため重要とされています。

また、食料安全保障を確立する上で、開発途上国の農業開発への取組は差し迫った課題です。途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発に取り組むことは重要であるといえます。加えて、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。農産物の付加価値としては、具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがあげられます。

日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している途上国に対して食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。中長期的支援として、具体的には、



JICA ボリビア事務所が、チチカカ湖の水産養殖センターとともに、養殖されたボリビア産ニジマスの消費拡大キャンペーンを実施した様子（写真：JICA）

日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案などの支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備などを実施しています。

…食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2018年度には、二国間食糧援助として15か国に対し、総額51.1億円の支援を行い、日本政府米を中心に、約8万トンの穀物（コメ、小麦）を供与しました。

また日本は、国際機関と連携して、飢饉^{ききん}の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラムのほか、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。WFPは2018年に、世界83か国で約8,670万人に対し、約390万トンの食料を配布するなどの活動を行っており、日本は2019年、WFPの事業に総額1億5,523万ドルを拠出しました。

栄養改善への取組に関しては、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じた支援を行っています。ほかにも、日本は、国際的に栄養改善の取組^{けんいん}を牽引する国際的イニシアティブであるSUN（Scaling Up Nutrition）にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は、民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者などによる途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献しています。

このほか、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において、日本は、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げ、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）にて、アフリカの5歳以下の子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの経験・知見をアフリカ全土に拡大することを表明するなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 生産拡大を図る上での課題（農業人口の減少・高齢化に伴う担い手不足など）



世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

- ・投資促進
責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催など
- ・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進
アフリカにおける稲作振興（CARD）など
- ・気候変動への対応等
干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築など

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

- ・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視
WTOのもとでの輸出制限の原則禁止に向けた働きかけ、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）など）、価格変動への対策など

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・多国間フォーラムでの目標設定
持続可能な開発目標（SDGs）の一つにゼロハンガー実現を設定（SDG2）
G7エルマウ・サミット（2015年）の「2030年までに5億人を飢餓・栄養不足から救出する」目標に向け、2016年のG7伊勢志摩サミットでは「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定
- ・二国間の支援
国際協力機構（JICA）を通じた農業開発支援など
- ・国際機関との連携による食料支援・栄養支援
FAO（国連食糧農業機関）、IFAD（国際農業開発基金）、WFP（国連世界食糧計画）、CGIAR（国際農業研究協議グループ）などへの拠出、栄養補助食品の供与、生計獲得手段の付与、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）など

4. 緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

- ・国際的な協力枠組み
ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）

・・・東京栄養サミット2020の開催

日本は、栄養をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に重要な基礎分野と位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック開催国として、2020年に「東京栄養サミット2020」を開催します。同サミットを通じて、栄養不良の解決に向けた国際的取組を推進することを目指しています。

同サミットでは、栄養に関連する様々な分野を取り上げ、多くの関係者とともに課題解決に向けた議論を行う予定です。具体的には、栄養のユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの統合、健康的で持続可能なフードシステムの構築、脆弱な状況下における栄養不良対策、データに基づくモニタリング（説明責任）、栄養改善のための財源確保、の5つのテーマを取り上げる予定です（UHCについて、詳細は48ページを参照）。

・・・フードバリューチェーンの構築と農林水産業の振興

日本は、政府と民間企業が連携した取組により、途上国などにおけるフードバリューチェーンの構築を推

進しています。2019年度には、ベトナム、カンボジア、インド、ブラジル、ロシアと二国間政策対話などを実施し、2019年12月には、各国・地域でフードバリューチェーン構築の重点的取組を定めた「フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援などを行っています。また、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において、日本は、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）*を設立し、CARDイニシアティブを発表しました。それ以来、日本は、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を2008年時点の1,400万トンから2018年までに倍増させることを目標として掲げていましたが、実際に、2017年のサブサハラ・

アフリカ地域の年間コメ生産量（暫定値）は3,010万トンまで増加し、当初の目標であった生産量倍増を達成しました。

さらに日本は、2019年のTICAD7において、サブサハラ・アフリカのコメ生産量をさらに倍増（2018年目標値の2,800万トンから2030年までに5,600万トンへ倍増）させることを目標として、CARDフェーズ2の立ち上げを表明しました。CARDフェーズ2では、対象国を23か国から32か国に増やし、自国産米の品質向上のための取組を含むRICEアプローチ^{*}を採用することなどにより、コメの生産量倍増に向けた取組を強化しています。

また、自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において、小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチ^{*}のアフリカ諸国への広域展開と、SHEPアプローチを通じた人

材育成（技術指導員1,000人、小農組織5万人）を表明しました。日本は、2018年までに、アフリカ以外を含む29か国を対象に、技術指導員12,357人、小規模農家120,085人に対して、市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。



ルワンダにおけるSHEPアプローチプロジェクト（小規模農家市場志向型農業プロジェクト（SMAP））の一環で、JICA専門家（左）が稲作における肥料の使用方法を指導している様子（写真：JICA）

セネガル

セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト（PAPRIZ2） 技術協力（2016年4月～2021年3月）

セネガルではコメが主食の一つとなっており、西アフリカの中でも有数のコメ消費国です。しかし、コメの国内生産量が需要に追いついておらず、自給率の向上が課題となっています。

日本は、セネガルにおけるコメの自給率向上を支援するための協力を続けてきており、特にセネガルの国産米の7割以上が生産されるセネガル北部のセネガル川流域において、これまでに多数の稲作プロジェクトを実施しています。

2016年から実施している本プロジェクトでは、セネガル農業・農村普及庁をはじめ中央省庁など関係機関と緊密に連携し、セネガル川流域の稲作に関する中長期的なマスタープランを策定する支援を行いました。このマスタープランは、セネガル川流域における農業開発および技術支援のレビュー



PAPRIZ2の維持管理指導者研修を受講したSAED（セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ周田機整備開発公社）普及員の指導の下、2018年1月に行われたポドル県での農民参加型工事による水路締固め作業（写真：JICA）



2018年9月、ダガナ県女性グループへの精米機の運転指導を行っている様子（写真：JICA）

やセネガル国政府への提言などを盛り込んだことと、セネガル側のオーナーシップを重視して策定されたことがセネガル政府から高い評価を得ており、セネガルの国家稲作開発計画にも取り入れられるなど、セネガルの稲作政策に大きく貢献しています。

また、セネガル川流域でも特に稲作が盛んなダガナ県やポドル県において、コメの生産性と品質を高めるための支援を行っており、具体的には、①灌漑施設の適切な維持管理、②稲作技術の効率的な普及と適切な種子栽培方法の導入、③精米品質の向上、④^{もみ}稲や精米の水分管理といった収穫後の適切な処理、⑤農業機械サービスの質の向上、⑥二期作の普及を実現するために、地域に根差した協力を行っています。日本からセネガルに派遣されているJICA専門家が、現地の農家と一緒に田畑に入って技術指導を行う姿に、現地の農業関係者から大きな信頼が寄せられています。

加えて日本は、TICAD VIにおける各国からの農業分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と日本をつなぐプラットフォームを立ち上げました。同プラットフォームに基づき、2018年から2019年までの間に、6名の経験豊かな専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

…多国間協力による食料安全保障

世界の食料増産の必要性や国際食料価格の高騰を背景として、外国資本による農地取得など、途上国への大規模な農業投資に伴う意図せざる負の影響を緩和するとともに、農業への投資を増加させることを目的として、2009年のG8ラクイラ・サミット（イタリア）において、日本は、「責任ある農業投資」*を提唱しました。日本のイニシアティブのもと、FAO、IFAD、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行の4つの国際機関で「責任ある農業投資原則（PRAI）」が策定され、2014年の世界食料安全保障委員会（CFS）

では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」が採択されました。日本は、関係国際機関と連携し、「責任ある農業投資」のための調査研究や、地域レベルの意識向上と理解促進を図るため、優良事例を共有するなどの取組を推進しています。

また、2015年のG7エルマウ・サミット（ドイツ）において、G7は「2030年までに開発途上国において5億人を飢餓及び栄養不良から救い出す」という野心的な目標を掲げ、その達成に向けた「食料安全保障及び栄養に関する広範な開発アプローチ」を発表し、2016年のG7伊勢志摩サミットで、このアプローチに基づき、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を発表しました。同行動ビジョンを受け、2030年までの目標達成のため、女性のエンパワメント、栄養改善、農業・フードシステムにおける持続可能性および強靱性^{きょうじん}の確保を重点分野として取り組んでいます。また、2019年のG7開発大臣会合では、特に深刻な状況にあるサヘル地域における食料安全保

バングラデシュ

バングラデシュ小規模農家への生計向上支援及びミャンマーからの避難民への食糧支援計画
無償資金協力（国連世界食糧計画との連携）（2019年1月～2021年1月）

近年、バングラデシュは著しい経済成長を遂げていますが、その中でも農業は国内総労働人口の約4割を占める人々が従事しており、GDPに占める割合も高く、重要な産業の一つです。一方で、同国の貧困層（約4,000万人）のうち約1,100万人を占める小規模農家は、換金作物を栽培することで現金収入を確保し、生計を向上させることが必要となっています。

また、2017年8月以降、同国南東部コックスバザールにはミャンマー・ラカイン州から多くの避難民が流入し、現在も約90万人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。避難民のうち約5割の人々の食生活は、国際貧困ライン*¹以下とされ、さらに量のみならず、バランスを欠いた食生活により、避難民の栄養状態は危機的状況にあることから、早急な改善が必要となっています。

このような状況を踏まえ、日本は、2019年から国連世界食糧計画（WFP）と連携し、小規模農家を対象に緑豆などの栽培技術を移転するとともに、小規模農家が生産した緑豆をミャンマーからの避難民が電子食料配布券（Eバウチャー*²）で購入することを可能にするための支援を行っています。緑豆の栽培については、2014年よりバングラデシュにおいて、日本の農業技術を用いた緑豆栽培事業を実施しているグラミンユーグレナと株式会社ユーグレナがWFPと連携して技術移転を行っています。

この協力により、2019年12月までにおよそ2,000キロの緑豆が避難民キャンプへ提供されています。また、約2,000



電子食料配布券の使用が可能な難民キャンプ内の食料品店にて、緑豆を購入する避難民（写真：WFP）

人を対象にした緑豆などの栽培技術に関する研修を通じて、小規模農家の生計が向上するとともに、避難民の栄養状況が改善することが期待されます。そのほか、電子食料配布券の利用者からは、豆や野菜など様々な食材を購入することができるようになり助かる、初めて食べる緑豆は美味しいといった声が聞かれるなど、支援の成果が上がっています。

* 1 世界銀行は国際貧困ラインを1日1.90ドルと定めている。

* 2 プリペイド式のカードにより食料品店から食材を購入できるシステムのこと。

障について議論し、G7とG5サヘル加盟国との共同コミュニケを発表しました。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム (AMIS : Agricultural Market Information System)」を支援する取組を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格など）を共有するためのシステムです。日本は、食料安全保障の向上に貢献するべく、日本の情報を共有するとともに、AMISへの事業費の拠出を行っています。

そのほか日本は、途上国が自らの食料生産基盤を強化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ

(CGIAR)、WFPなどの国際機関を通じた農業支援に加え、国際獣疫事務局 (OIE)、FAOを通じた動物衛生の向上への貢献も行っています。たとえば、日本はFAOを通じて、途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。加えて、15の農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発などの研究を支援するとともに、研究者間の交流を通じた同グループとの連携を進めています。また、^{こういえき}口蹄疫、ASF（アフリカ豚熱）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症について、OIEとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs)」への積極的な貢献などを通じて、両国際機関と連携しながら、アジア・太平洋地域における動物衛生の向上に貢献しています。



用語解説

* ネリカ (NERICA : New Rice for Africa)

1994年、国際農業研究協議グループ (CGIAR) のアフリカ稲センター (Africa Rice Center) が、多収量であるアジア稲と雑草と、病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥（干ばつ）に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から、国際機関やNGOと連携し、新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を実施するとともに、農業専門家や青年海外協力隊を派遣した栽培指導や、アフリカ各国の研修員の日本国内での受入れを行っている。

* アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)

アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するためのイニシアティブであり、稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携して活動することを目的とした、ドナー（援助国、アフリカ地域機関、国際機関など）が参加する協議グループ。

* RICE (Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment) アプローチ

CARD フェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量増のための取組。具体的には、気候変動・人口増に対応した生産安定化や、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

* 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment Project) アプローチ

2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、農業経営や栽培技術、農村道整備などにかかる指導を実施することで、「売るために作る」という市場に対応した農業経営の実践を可能にし、農家の所得向上を目指すもの。日本はその後、SHEPアプローチを取り入れた活動をアフリカを中心に世界各国で実践している。

* 責任ある農業投資 (Responsible Agricultural Investment)

途上国の農村部における深刻な貧困の削減などを目的とした農業投資の増加の必要性和、農業投資によって生じる現地の人々の食料安全保障や土地所有権などの様々な権利が脅かされるといった意図せざる負の影響への対応の調和を図ることで、農民を含む現地と投資家の利益の最大化、および両者のリスクの最小化を目指すもの。

(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は、2017年時点で約8.4億人、特に、サブサハラ・アフリカでは、約5.7億人以上（同地域人口の約2人に1人以上）に上るとわれています。同地域では、2030年においても、9億人近くが調理用のエネルギーを木質燃料（木炭、薪など）に依存すると予想されており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています。また、電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや、雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

日本の取組

日本は、途上国の持続可能な開発を確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。たとえば、日本はケニアにおいて、クリーンかつ天候に左右されない安定的な電力供給のため、円借款により、オルカリア地熱地帯における地熱発電所の建設・改修などを支援しており、合計で約400メガワットの発電に貢献しています。また、国土が狭くかつ散在し、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域において、日本は、「ハイブリッド・アイランド構想」のもと、エネルギー安全保障および気候変動対策の観点から、温室効果ガスと化石燃料の消費削減などを目的として、ディーゼル発電所の効率化とグリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。

2018年7月、外務省は、パリ協定の発効を契機として脱炭素化に向けた国際的な取組が本格化している中で、供給面および需要面の双方において世界的に大きな変化が起きていることを踏まえ、世界のエネル

ギー情勢およびエネルギー転換に対応するエネルギー外交を進めていく旨を表明しました。また、2019年2月に開催した「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」では、外務本省関係者に加え、在外公館職員、他省庁関係者、各種機構や民間企業関係者、有識者を交え、日本の資源の安定供給確保における課題や対策などについて議論を深めました。同会議では、昨今のエネルギー情勢のもとで、各国のエネルギー政策が周辺国・地域のみならず、世界全体のエネルギー情勢に直接的かつ間接的な影響を与えていること、また、国際エネルギー情勢を取り巻く環境が多様化し、不確実性が高まっている中、長期的な見通しを念頭に置きながら、短期的な変化にも迅速に対応できる体制にするため、各在外公館が各国およびその周辺地域のエネルギー政策や需給状況などに関する現状を正確に把握することが必要であることなどの認識が共有され、日本のエネルギー・資源外交の一層の強化が図られました。

また日本は、石油・ガス・鉱物資源などの開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みである「採取産業透明性イニシアティブ (EITI)」を支援しています。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をそれぞれEITIに報告し、資金の流れを透明化しており、52の資源産出国と、日本を含む多数の支援国に加え、採取企業やNGOが参加して腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる、責任ある資源開発の促進を目指しています。



風力発電システム整備計画によりトンガに設置された可倒式風車
(写真：JICA)

(10) SDGs達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)

現在、世界では、人工知能（AI）やロボット技術に代表される科学技術の進展により、製造業、サービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野でIT（情報技術）、ICT（情報通信技術）が活用されるなど、社会変革が生じ、経済成長を支えています。科学技術イノベーション（STI：Science, Technology and Innovation）を活用して社会変化への適応を図ることは、先進国のみならず、開発途上国にも共通するテーマであり、各国における議論に加え、G7やG20、OECDといった多国間の議論においても着目されています。

国連は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（パラグラフ70）において、加盟国や市民社会、民間セクター、科学団体、国連やその他のマルチ・ステークホルダー間の協力に基づいた「技術促進メカニズム（TFM：Technology Facilitation Mechanism）」を立ち上げるとしており、このメカニズムの中で国連機関間タスクチーム（UN-IATT：UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs）を設立し、各国との連携のもと、地球規模でのSTI for SDGsを推進しています。また、TFMの取組の一つとして、2016年以降、SDGsに関する国連STIフォーラムが毎年開催され、2019年9月のSDGサミット政治宣言では、持続可能な開発のためのデジタル変革に重点を置いたSTIの活用に貢献する旨が盛り込まれるなど、限られた資源を最大限活用し、SDGsの実現に貢献するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本の取組

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で、自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、近年、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」などにより、途上国が抱える課題解決のための科学技術面での協力に取り組んできました（SATREPSについて、詳細は25ページの「用語解説」を参照）。たとえば、南アフリカでの気候変動予測や感染症の早期警戒システム開発や、タイでの水災害の解決・適応に向けたシステム構築は、SATREPSによる課題解決の好例といえます（SATREPSによる具体的な取組について、100



南アフリカにおいて、感染症流行の早期警戒システムの構築プロジェクトにより設置された自動気象観測装置を点検する様子（写真：JICA）

ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

2015年12月、日本の外交や国際会議を含む各種外交政策の企画・立案過程に活用する「科学技術外交アドバイザリー・ネットワーク」の一環として、科学技術外交の関連分野における学識経験者で構成される「科学技術外交推進会議」が設置されました。同会議では、2017年5月、「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』でグローバル課題の解決を」として、民間企業や市民社会などの異なるセクター間の連携の推進や、科学技術分野の人材育成などを含む、SDGs実施に向けた科学技術外交の具体的な取組に関する提言が公表されました。また、2018年5月には、SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言が提出されました。

この2つの提言も踏まえて、2019年のG20大阪サミットでは、STIの重要性、ならびに、STIの潜在力を活用する上で、政府、学術界、研究機関、市民社会、民間セクターおよび国際機関を含む様々な利害関係者の効果的な関与が不可欠である旨が認識され、大阪首脳宣言の付属文書として、G20開発作業部会で作成された「持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）ロードマップ策定の基本的考え方」が承認されました。

これに並行し、UN-IATTは、世界各国でのロードマップ策定検討を促進させるため、「グローバルパイロットプログラム」と呼ばれる取組を開始し、エチオピア、ガーナ、ケニア、インド、セルビアの5か国が最初のパイロット国に選ばれました。日本は、EUおよび国際機関と協力してこれら5か国を支援するため、特にケニアとインドについて、ロードマップの策

定やその実施における支援の検討を始めています。

また、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、日本は、同会議に向けて科学技術外交推進会議から提出された提言である「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」の内容を踏まえ、STI for SDGsのための国際共同研究および国際機関と連携した研究開発成果の実用化の促進に向けた議論に貢献しました。また、TICAD7の成果文書として採択された「横浜宣言2019」の中でも、STIの重要な役割を認識する旨が盛り込まれました。

加えて、TICAD7の機会に、アフリカをはじめとする途上国などのSDGs達成に貢献しうる日本の優れた科学技術や、それを活用した優良事例を紹介する

ウェブサイトとして、SDGs Solution Hub (<https://sdgs-solution-hub.go.jp/>) を公開しました。日本政府は、今後も、同サイトのコンテンツを充実させていくとともに、途上国の現地課題を収集する仕組みや、課題を技術で解決していくための支援も含んだ枠組みである「STI for SDGs プラットフォーム」の構築に向け、取り組んでいきます。

また、日本は引き続き、STIの高いポテンシャルを生かして、気候変動、海洋環境の変化、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症、災害など、SDGsが掲げる幅広い地球規模課題の解決に向けた国際社会の取組に積極的に参画していきます。